る子法人等をいう。）とする金融商品取引業者を主幹事会社（同令第147条第３号に規定する主幹事会社をいう。以下dにおいて同じ。）とした場合には、その旨、提出会社と主幹事会社との関係の具体的な内容、当該株券の引受けに係る同令第153条第１項第４号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。

［(7)～(10)　略］

(11)　主要な経営指標等の推移

a　最近２連結会計年度（会社設立後２連結会計年度を経過していない場合には、最近連結会計年度）に係る次に掲げる主要な経営指標等（以下aにおいて「連結財務諸表規則による指標等」という。）の推移について記載すること。

なお、連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合又は連結財務諸表規則第94条の規定により修正国際基準（同条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合には、当該連結財務諸表に係る連結会計年度（第四号の三様式記載上の注意(18)ｈの規定により指定国際会計基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合又は同様式記載上の注意(18)ｉの規定により修正国際基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合における当該連結会計年度を含む。）については、連結財務諸表規則による指標等に相当する指標等の推移について記載すること。この場合において、当該連結会計年度について第二号様式記載上の注意(22)ｅ又はｆの規定により要約連結財務諸表を作成した場合には、当該要約連結財務諸表に基づく主要な経営指標等又はこれらに相当する指標等の推移について併せて記載すること。

［(a)～(q)　略］

b　［略］

［削る。］

c　［略］

d　「５　従業員の状況」において、連結会社及び提出会社における臨時従業員の平均雇用人員を記載している場合には、a(q)及びb(u)に掲げる従業員数の記載に併せて、臨時従業員の平均雇用人員を外書きとして記載すること。

e　b(j)に掲げる１株当たり配当額の記載に併せて、１株当たり中間配当額を内書きとして記載すること。

［(12)～(22)　略］

(23)　株式公開情報

当該株式が特定取引所金融商品市場銘柄である場合にはその旨を記載し、「第１　特別利害関係者等の株式等の移動状況」から「第３　株主の状況」までの項目に代えて、「第１　最近２年間の株式の月別売買高」及び「第２　最近２年間の月別最高・最低株価」の項目を設け、最近事業年度末日の２年前の日から届出書提出日までの間における当該募集又は売出しに係る当該株式の月別売買高及び月別最高・最低株価を記載すること。

（法第31条の４第４項に規定する子法人等をいう。以下この様式において同じ。）とする金融商品取引業者を主幹事会社（同令第147条第３号に規定する主幹事会社をいう。以下この様式において同じ。）とした場合には、その旨、提出会社と主幹事会社との関係の具体的な内容、当該株券の引受けに係る同令第153条第１項第４号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。

［(7)～(10)　同左］

(11)　主要な経営指標等の推移

a　最近２連結会計年度（会社設立後２連結会計年度を経過していない場合には、最近連結会計年度）に係る次に掲げる主要な経営指標等（以下aにおいて「連結財務諸表規則による指標等」という。）の推移について記載すること。

なお、連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合（以下この様式において「指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合」という。）又は連結財務諸表規則第94条の規定により修正国際基準（同条に規定する修正国際基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合（以下この様式において「修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合」という。）には、当該連結財務諸表に係る連結会計年度（第四号の三様式記載上の注意(18)ｈの規定により指定国際会計基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合又は(18)ｉの規定により修正国際基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合における当該連結会計年度を含む。）については、連結財務諸表規則による指標等に相当する指標等の推移について記載すること。この場合において、当該連結会計年度について第二号様式記載上の注意(22)ｅ又はｆの規定により要約連結財務諸表を作成した場合には、当該要約連結財務諸表に基づく主要な経営指標等又はこれらに相当する指標等の推移について併せて記載すること。

［(a)～(q)　同左］

b　［同左］

c　「５　従業員の状況」において、連結会社及び提出会社における臨時従業員の平均雇用人員を記載している場合には、a(q)及びb(u)に掲げる従業員数の記載に併せて、臨時従業員の平均雇用人員を外書きとして記載すること。

また、b(j)に掲げる１株当たり配当額の記載に併せて、１株当たり中間配当額を内書きとして記載すること。

d　［同左］

［加える。］

［加える。］

［(12)～(22)　同左］

(23)　株式公開情報

当該株式が日本証券業協会におけるグリーンシート銘柄である場合にはその旨を記載し、「第１　特別利害関係者等の株式等の移動状況」から「第３　株主の状況」までの項目に代えて、「第１　最近２年間の株式の月別売買高」及び「第２　最近２年間の月別最高・最低株価」の項目を設け、最近事業年度末日の２年前の日から届出書提出日までの間における当該募集又は売出しに係る当該株式の月別売買高及び月別最高・最低株価を記載すること。